

平成13年第2回臨時会
斑鳩町議会会議録

平成13年5月10日
午前9時25分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森河昌之 | 2番 | 小野隆雄 |
| 3番 | 村中政昭 | 4番 | 山本直子 |
| 5番 | 松田正 | 6番 | 中西和夫 |
| 7番 | 野呂民平 | 8番 | 里川宜志子 |
| 9番 | 松村健一 | 10番 | 西谷剛周 |
| 11番 | 萬里川美代子 | 12番 | 中川靖広 |
| 13番 | 喜多郁子 | 14番 | 浅井正八 |
| 15番 | 木田守彦 | 16番 | 吉川勝義 |

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 小野美枝子 係長 上埜幸弘

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 町長 | 小城利重 | 助役 | 芳村是 |
| 収入役 | 中野秀樹 | 教育長 | 栗本裕美 |
| 総務部長 | 植村哲男 | 総務課長 | 西本喜一 |
| 総務課参事 | 吉田昌敬 | 企画財政課長 | 池田善紀 |
| 企画財政課参事 | 野口英治 | 税務課長 | 植嶋滋継 |
| 住民生活部長 | 中井克巳 | 福祉課長 | 浦口隆 |
| 健康推進課長 | 西田哲也 | 環境対策課長 | 清水孝悦 |

| | | | |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 住 民 課 長 | 阪 野 輝 男 | 都 市 建 設 部 長 | 鍵 田 徳 光 |
| 建 設 課 長 | 堤 和 雄 | 観 光 産 業 課 長 | 杉 本 正 二 |
| 都 市 整 備 課 長 | 藤 本 宗 司 | 教 委 総 務 課 長 | 清 水 建 也 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 水 田 美 文 | 上 下 水 道 部 長 | 辻 善 次 |
| 上 水 道 課 長 | 御 宮 知 恒 夫 | 下 水 道 課 長 | 田 口 好 夫 |

1, 議事日程

日程 1. 会議録署名議員の指名

日程 2. 会期の決定について

日程 3. 議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程 4. 議案第20号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程 5. 承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

日程 6. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

日程 7. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

追加日程 1. 議長辞職許可について

追加日程 2. 議長選挙について

追加日程 3. 副議長辞職許可について

追加日程 4. 副議長選挙について

追加日程 5. 常任委員会委員の選任について

追加日程 6. 議会運営委員会委員の選任について

追加日程 7. 都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可について

追加日程 8. 都市基盤整備特別委員会委員の選任について

追加日程 9. 広報発行対策特別委員会委員の辞任許可について

追加日程 10. 広報発行対策特別委員会委員の選任について

追加日程 11. 推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 1 2. 同意第 1 0 号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

追加日程 1 3. 議長報告について

- (1) 常任委員会正副委員長互選結果について
- (2) 議会運営委員会正副委員長互選結果について
- (3) 都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果について
- (4) 広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果について
- (5) 都市計画審議会委員について
- (6) 青少年問題協議会委員について
- (7) 斑鳩町老人憩の家運営委員会委員について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時25分 開会)

○議長（萬里川美代子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しています。よってこれより、平成13年第2回斑鳩町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、町長より議会招集のごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成13年第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成13年度も既に1カ月余りが過ぎ、4月1日付で職員の人事異動を行い、新たな体制の中で職員ともども創意工夫を凝らしながら諸事業の早期実施に向け積極的に取り組み、個性豊かで活力に満ちた社会の実現を目指し最善の努力をしているところであります。議員皆様方により一層の温かいご支援とご協力を賜り、本町のさらなる発展に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、本臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてほか1議案と、町長専決処分3議案を付議させていただいております。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） 本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。15番、木田議員、16番、吉川議員、両議員にはよろしく願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(萬里川美代子君) 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第20号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、日程5、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)、日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について)、日程7、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成12年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)、以上5議案を一括上程いたします。

町長から、本臨時会に付議されました議案の提案説明を求めます。小城町長。

○町長(小城利重君) 本臨時会に付議いたしました各議案の概要について説明をいたします。

まず、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、扶養親族に係る補償基礎額の加算額を引き上げる政令が施行されたことに伴い、当条例についても、政令に準じて改正を行うものであります。

次に、議案第20号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を各階級及び勤続年数の区分にかかわらず一律4,000円ずつ引き上げる政令が施行されたことに伴い、当条例についても政令に準じて改正を行うものであります。

次に、承認第1号 町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)であります。

平成12年度分の個人住民税については、最近の社会情勢、経済情勢に対応して早急に実施すべき措置として、地方税法の一部が改正され、平成13年3月30日に公布されたことにより、当条例においてもこの法律に基づき改正をするものであります。

その主な改正内容は、平成11年度の税制改正において創設された個人住民税における土地等の譲渡課税の特例及び優良住宅の造成のため土地を譲渡した場合の長期譲渡所

得の課税の特例を、平成15年12月31日まで3年間延長することとしております。

また、固定資産税では、賦課期日に住居の用に供する土地は、小規模住宅用地については、課税標準額を6分の1、それ以外の部分は3分の1とする特例を講じておりますが、住宅が天災等により滅失・損壊した場合、住宅が再建されなければ住宅用地として認定されないことから、課税標準の特例が受けられないこととなります。そのため、今回の改正により、被災住宅用地の所有者の税負担が急増することを回避し、住宅の再建を側面から支援する観点からやむを得ない事情と町長が判断した場合、震災等の発生後2年度分について引き続き住宅用地として課税標準の特例を講じていくこととしたものであります。

また、特別土地保有税については、土地投機を抑制し、あわせて土地の供給及び有効利用の促進に資することを目的に創設された政策税制であることから、土地をめぐる情勢の変化に応じて常に見直しが行われてきたところであり、今回の改正で、土地の有効利用の促進、土地流動化に資する目的で徴収猶予を受けている土地の事業計画を変更する場合、1回に限り事業計画の変更を認め、徴収猶予の継続を認める特例措置を講ずることと、宅地供給事業に資する土地を譲渡した場合、譲受者が徴収猶予の特例措置を継承できるとともに、その範囲を拡充する特例措置の適用期限を2年間延長することとしております。なお、この改正は、平成13年4月1日から適用となることから、やむを得ず専決処分をさせていただいたものであり、その承認を求めるものであります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。都市計画区域の線引き制度が三大都市圏及び政令により定められた区域以外の地域について都道府県の判断によることとされたことにより、地方税法の一部が改正され、平成13年3月30日公布されたことに伴い、都市計画税条例の条文整理を行うもので、承認第1号と同じく専決処分をさせていただいたものであり、その承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）であります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億7,232万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ93億250万2,000円とするもので、主に地方交付税、利子割交付金を中心とした各種交付金等の交付額の決定と地方債の許可予定額等の確定に伴う補正であり、町長専決処分をさせていただいたものであります。

まず、歳入については、各種交付金等では、交付額の決定により、地方譲与税173万1,000円の増額、利子割交付金8,185万1,000円の増額、地方消費税交付金3,522万8,000円の増額、ゴルフ場利用税交付金459万3,000円の減額、自動車取得税交付金1,434万5,000円の増額、地方交付税の特別交付税では1億375万1,000円の増額、交通安全対策特別交付金58万6,000円の減額の補正を行ったものであります。

次に、県支出金では、県補助制度の変更により流域貯留浸透事業費補助金450万円について減額の補正を行ったものであります。

次に、寄附金では、福祉基金への寄附金の受け入れにより、20万円の増額補正を行ったものであります。

繰入金では、交付金等町債の増額により財源が確保できたことから、財政調整基金からの繰入金1億円を減額補正したものであります。

次に、町債については、地方債許可予定額の確定により、4,490万円の増額補正を行ったものであります。

次に、歳出については、指定寄附金20万円を福祉基金として積み立てるとともに、地方債の許可予定額の確定、県支出金の減額に伴い、各款、項、目において予算の補正を行わず財源の振り替えを行ったものであります。

なお、特定財源等の増額により1億7,232万7,000円については、予備費に留保いたしました。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、町長専決処分につきましては、いずれも事務処理上、あるいは法制度の改正に伴いやむを得ないものについて地方自治法第179条の規定に基づく町長専決処分の措置を講じたものであり、よろしくご理解を賜りますとともに、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

最後に、報告といたしまして、平成12年12月8日付で提起された斑鳩町補助金予算一部執行差止請求事件（奈良地方裁判所平成12年（行ウ）第21号）、いわゆる峨瀬集会所建設に係る住民訴訟についてであります。被告の斑鳩町長小城利重は、町の顧問弁護士である川崎祥記氏への一切の件を代理委任し争ったところ、原告の待野寛氏は、平成13年4月25日付で本件提訴事件を取り下げる文書を奈良地方裁判所に送付

されたところであります。しかしながら、当町としては、原告の本訴請求は、差止請求訴訟の要件に欠ける違法な訴訟であるため、取り下げには同意できない旨を奈良地方裁判所に伝え、結審して速やかに判決されることをお願いしたところであります。何とぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（萬里川美代子君） これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程3、議案第19号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第19号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）

非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額を引き上げる政令が、平成13年3月30日公布され、平成13年4月1日から施行されるに伴いまして、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、配偶者以外の子等扶養親族に係る補償基礎額の加算額を、2人までについてはそれぞれ200円、従来は183円でしたが、17円のアップでございます。扶養親族でない配偶者がある場合、または配偶者がいない場合に係

る1人目の加算額は除くものでございますが、200円の引き上げでございます。そういったことで、3人目からにつきましては、1人につき100円に引き上げることにいたしました。これにつきましては、従来は67円で33円の引き上げでございます。

次に、実施時期でございますが、平成13年4月1日以後支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例によるという内容の実施時期でございます。

改正条例の説明については、省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご了承をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） ありませんか。——ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、日程4、議案第20号 斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

議案第20号

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に

関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第149条の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成13年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、これにつきましても要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開き願いたいと思います。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（要旨）

まず、改正の内容でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金を引き上げる政令が平成13年3月30日公布され、4月1日から施行されるに伴いまして、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

その内容でございますが、退職報償金の支払額、各階級でございますが、階級それぞれ一律4,000円に引き上げるものでございます。なお、平均の引き上げ率は、0.96%となっております。

次に、実施時期でございますが、平成13年4月1日以後の退職者から適用するということになります。

改正条例の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。何分にもよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場

一致で可決いたされました。

次に、日程 5、承認第 1 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第 1 号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず、議案書の朗読をさせていただきます。

承認第 1 号

町長専決処分について承認を求めることについて
（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 13 年 5 月 10 日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 4 号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 13 年 3 月 30 日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開き願いたいと思います。裏面になっておりますので、よろしく願い申し上げます。

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成 13 年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成 1

3年法律第8号)が、平成13年3月30日に公布されたことにより、これに基づき町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点でございます。

まず、住民税関係でございます。

1つ目の個人住民税における土地等の譲渡益課税の特例の延長でございます。

1つ目には、個人の長期譲渡所得の課税の特例の制度につきまして、税率軽減の特例措置については、住民税の税率を7.5%から6%に軽減する特例措置を講じられてまいったわけでございますが、今回の改正によりまして、その適用期限をさらに平成15年12月31日まで3年間延長する内容のものでございます。

続きまして、2つ目でございますが、優良住宅の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例制度につきましても、住民税の税率では6%でございましたが、4,000万円以下では6%から4%に、それと4,000万円を超える住民税につきましても、そのままの6%でございます。その特例の措置の分につきましては、適用期限を平成15年12月31日まで3年間延長するものでございます。

次に、固定資産税関係でございます。

被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設でありまして、住宅が天災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地に住宅用地として使用できないものと認められたときは、天災等の発生後2年分の固定資産税及び都市計画税について、当該土地を住宅用地とみなす措置を講じるものでございます。新たに創設された特例措置でございます。

次に、特別土地保有税関係でございます。

これにつきましては、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充とするものでございまして、まず1つ目には、土地の有効利用に資する徴収猶予中の事業変更に係る特例措置の創設についてでございます。この制度において事業変更等が生じた場合には、従来ならば徴収猶予はなくなるわけでございますが、今回の改正によりまして1回の変更に限り引き続き徴収猶予制度が適用されるものでございます。

次に、2点目の住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る特例措置の拡充及び延長でございます。宅地供給事業のために土地を譲渡した場合に、譲渡人に係る徴収猶予の継続及び税額免除の特例措置について、その対象を譲受者が非課税の用途に使う場合につきましても適用するように拡充をされたわけでございます。その適用期限を2年間延長

するための改正でございます。

以上が今回の改正内容でございますが、住民税の改正につきましては、現段階では当町においてはほとんど影響がないものと考えております。また、特別土地保有税につきましても、当町は課税がない状況でありまして、今回の改正には影響はほとんどないものと考えております。改正条例の説明は省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。何分にもよろしくご了承のほどをお願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第1号については、満場一致で承認いたされました。

続いて日程6、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し

、議会の承認を求めます。

平成13年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成13年3月30日

斑鳩町長 小城利重

それでは、要旨によりご説明申し上げます。最後のページをお開きいただきたいと思います。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）

平成13年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律（平成13年法律第8号）が、平成13年3月30日に公布されたことにより、これに基づき斑鳩町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

その改正につきましては、都市計画法の改正により、都市計画区域の線引き制度が三大都市圏及び政令で定められた区域以外の地域について、都道府県の判断によることとされたことに伴いまして、都市計画税条例の条文整備を行うものでございます。改正条例の内容につきましての説明は、省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。何分にもよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（萬里川美代子君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

次に、日程7、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（萬里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

本案について、提出者の説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、まず、議案書を朗読させていただきます。

承認第3号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成13年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第3号

専決処分書

平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について

標記の件について地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成13年3月30日

斑鳩町長 小城利重

本補正予算につきましても、歳入の確定に伴う補正を町長が専決処分をさせていただいたものでございます。補正予算の内容につきましては、予算書により説明させていただきます。予算書の第1ページをお開き願いたいと思います。

平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）

平成12年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ93億250万2,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成13年3月30日専決

斑鳩町長 小城利重

それでは、予算に関する説明書に基づきましてご説明したいと思います。9ページをお開き願います。

まず、歳入についてでございますが、第2款地方譲与税でございますが、交付額の確定により、自動車重量譲与税で182万5,000円の増額、地方道路譲与税で9万4,000円の減額でございます。

続きまして10ページでございますが、第3款の利子割交付金では、交付金の確定によりまして8,185万1,000円の増額、第4款の地方消費税交付金では、3,522万8,000円の増額でございます。

次に、11ページでございます。第5款のゴルフ場利用税交付金では、利用者数の減によりまして459万3,000円の減額、第6款の自動車取得税交付金では、交付金の確定により1,434万5,000円の増額となっております。

次、12ページをお願いいたします。第8款でございます。地方交付税では、特別交付税の増によりまして1億375万1,000円の増額、第9款の交通安全対策特別交付金では、交付金の確定により58万6,000円の減額となっております。

続きまして13ページでございます。第13款の県支出金でございますが、土木費県補助金で、補助制度の変更によりまして、流域貯留浸透事業費補助金では450万円の減額、第15款の寄附金では、指定寄附金といたしまして、福祉のためにと20万円の寄附をいただいたものでございます。

次に、14ページをお開き願います。16款でございます。第16款の繰入金では、

交付金等町債の増額により余剰財源を生じたことから、財政調整基金からの繰入金1億円を減額したものでございます。

第19款町債では、地方債の許可予定額の確定によりまして、第1目の農林水産業債では40万円の減額、第2目の土木債で4,490万円の増額、次に15ページに移っておりますが、第3目の消防債では40万円の増額となっております。

次に、16ページの歳出の関係でございます。

第3款の民生費でございますが、第1項社会福祉費では、歳入でも申し上げましたとおり、指定寄附金がありましたので、これにつきまして20万円を福祉基金に積み立てているものでございます。

次に、第5款の農林水産業費、第7款土木費、第8款消防費につきましては、これは18ページにわたるものでございますが、各款の項目において予算の補正を行わず、歳入の確定に伴いまして財源の振り替えをさしていただいたものでございます。

次に、19ページでございます。第12款の予備費でございますが、特定財源等の増額から生じます一般財源の余剰金1億7,212万7,000円につきまして、予備費に留保さしていただいた内容でございます。

以上、承認第3号につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、何とぞ議案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（万里川美代子君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（万里川美代子君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（万里川美代子君） 異議なしと認めます。よって承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

ここで副議長と交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

（午前10時00分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○副議長（喜多郁子君） それでは、再開いたします。

ただいま萬里川議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(喜多郁子君) 異議なしと認めます。よって議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○副議長(喜多郁子君) 再開いたします。

ただいま議題となっております議長辞職許可について、地方自治法第117条の規定により、萬里川議員の退席を求めます。

(萬里川議員 退席)

○副議長(喜多郁子君) 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(小野美枝子君)

議長辞職願

私は、斑鳩町議会における申し合わせと議会のルールを尊重する立場に立って、この際議長の職を辞することにいたしましたので、よろしく願いいたします。

平成13年5月10日

斑鳩町議会議長 萬里川美代子

斑鳩町議会副議長 喜多郁子様

以上であります。

○副議長(喜多郁子君) お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(喜多郁子君) 異議なしと認めます。よって議長辞職については、満場一致で許可いたしました。

(萬里川議員 着席)

○副議長(喜多郁子君) 萬里川議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました

議長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

議長辞職のあいさつをお受けいたします。

○15番（万里川美代子君） 皆さん、こんにちは。

1年間でしたが、本当にあつという間の1年間でしたが。ただ、振り返ってみますと、1日1日が充実しているにもかかわらず、何かすごく1日長いなど感じたこともございました。

私自身は、1年間の議長ということで、精一杯公務に専念でき得ました。ただ、重なったところにおきましては、副議長にお願いをし、出ていただいたこともございますけれども、本当にこの場をおかりいたしまして、皆様方、理事者のご協力、また議員皆様のお一人お一人のご理解、ご協力を得て無事終わることができたことに関しまして、感謝申し上げたいと思います。

これからは、一議員に戻りまして、町民にかかわって、何が一番優先されるべき課題なのかということを私なりに研さんしながら、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（喜多郁子君） 万里川議員におかれましては、昨年5月以来議長として議会のためにご尽力をいただき、ここに副議長として議会を代表して感謝申し上げる次第であります。ありがとうございました。

ただいまの議決により、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（喜多郁子君） 異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議 場 閉 鎖）

○副議長（喜多郁子君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、1番、森河議員、2番、小野議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(喜多郁子君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(喜多郁子君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(喜多郁子君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。森河議員、小野議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○副議長(喜多郁子君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票15票、無効投票1票。有効投票のうち、小野議員10票、松田議員2票、野呂議員2票、山本議員1票、以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、3.7票であります。よって小野議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○副議長(喜多郁子君) ただいま議長に当選されました小野議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

小野議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○2番(小野隆雄君) ただいまは、不肖私を議長という要職に、多数の方々のご推挙により当選させていただき、まことにありがとうございました。

さて、地方分権の時代を迎え、地方議会の責任と役割は、ますます注目され、重視されております。このときに当たり、町議会の制度と運営を改めて見直し、住民全体の代表者として、品位を保持することはもとより、会議においても、合理的で能率的な審議と秩序維持に努め、会議のルールに従った節度ある発言など議会本来の権限と機能を発揮するための改革に、地方自治の原点に立ち戻り邁進する所存でございます。議員皆様

方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、理事者の皆様方におかれましても、議会の使命と私たち議員の職責を的確にご認識の上、健全で良識のある議会運営に協力して働く意味の「協働」をお願いし、私の議長就任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○副議長（喜多郁子君）　ありがとうございました。議長に議長章の授与を行います。

（議長章授与）

○副議長（喜多郁子君）　それでは、議長に議長席にお着き願うことといたします。

これをもって私の職務を終了いたします。皆様のご協力ありがとうございました。

議長と交代のため暫時休憩いたします。

（午前10時59分　休憩）

（午前11時00分　再開）

○議長（小野隆雄君）　会議を再開いたします。

ただいま副議長の喜多議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職許可についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君）　異議なしと認めます。よって副議長辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、喜多議員の退席を求めます。

（喜多議員　退席）

○議長（小野隆雄君）　副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。小野事務局長。

○議会事務局長（小野美枝子君）

辞職願

私は、このたび、議会の申し合わせにより副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い申し上げます。

平成13年5月10日

斑鳩町議会副議長　喜多郁子

斑鳩町議会議長　小野隆雄様

○議長（小野隆雄君）　お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。副議長の辞職については、満場一致で許可
いたされました。

(喜多議員 着席)

○議長(小野隆雄君) 喜多議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました副議
長辞職許可については、満場一致で許可いたされました。

副議長辞職のあいさつをお受けいたします。

○3番(喜多郁子君) 私は、今年の臨時議会で、皆様の温かいご推挙によりまして、萬
里川議長とともに副議長を仰せつかりました。私にすれば、大変大役でございましたけ
れども、議員各位のそれぞれの温かいご支援とご協力、それから理事者の方々のご協力
によりまして、何とかこの1年間誠心誠意頑張ってきたことを心から御礼を申し上げ
たいと思います。

今年の5月議会では、正副議長が女性ということ、ある意味で話題を呼びました。
そのことについて、新聞等はいろいろ書いてくれました。女性が正副であるということ
がまだ珍しいということは、女性の社会進出等のその地位の確立がまだまだじゃないか
など、私はそのように感想を持ちました。その中でも、我が斑鳩町の広報紙だけは、冷
静に男女別なく議長、副議長の名前だけ載せたという、やはり斑鳩町は先進的だなど
、そのような感想を持ちました。

これから、私また1年間、皆様のご指導を仰ぎながら議会活動を務めてまいります。
どうぞこれからも、皆様のご支援と、それからご鞭撻、ご指導をよろしくお願いいたし
まして、簡単ではございますが私の辞任のあいさつといたします。本当にありがとうござ
いました。(拍手)

○議長(小野隆雄君) 喜多議員におかれましては、昨年5月から副議長として議会運営
にご尽力いただき、ここに厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ただいまの議決により、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を、地方自治法第102条第5項の規定に
基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、選挙

を行うことに決しました。

副議長の選挙の方法については、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 閉 鎖)

○議長（小野隆雄君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、3番、村中議員、4番、山本議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。 ——配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（小野隆雄君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

(投 票)

○議長（小野隆雄君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。村中議員、山本議員の立ち会いをお願いいたします。

(事務局長及び立会人 開票)

○議長（小野隆雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。有効投票14票、無効投票2票。有効投票のうち、浅井議員10票、里川議員3票、中西議員1票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は3.5票であります。よって浅井議員が当選いたされました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖を解く)

○議長（小野隆雄君） ただいま副議長に当選されました浅井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

浅井議員より、当選の承諾及び就任のごあいさつをお願いいたします。

○14番（浅井正八君） ただいま副議長の選挙がございまして、未熟な私が議員の皆様方の温かいご支援によりまして当選させていただきました。まことにありがとうございます。

私は、年はいってますけども、皆さんの、ご先輩の議員さんたくさんおられますけども、小野議長と一緒に力を合わせて1年間頑張りたいと思いますので、どうかよろしくご支援願います。

また、理事者の皆様も、これから温かいご指導、またご支援をお願いしたいと思います。

簡単でございますが、就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） 続いて、委員会条例第3条の規定により、各常任委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に常任委員会委員の選任についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時18分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

大変お待たせいたしました。ただいま議題となっております常任委員会の選任については、委員会条例第7条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

総務常任委員会委員に、山本議員、松田議員、野呂議員、松村議員、萬里川議員、小野議員、厚生常任委員会委員に、村中議員、里川議員、西谷議員、喜多議員、木田議員、建設水道常任委員会委員に、森河議員、中西議員、中川議員、吉川議員、浅井議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程 5、常任委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員会の委員を選任することに決定いたしました。各委員会委員の皆さん方には、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員会条例第 4 条の 2 の規定により、議会運営委員会委員の任期が満了したことにより、この際日程に議会運営委員会委員の選任についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第 7 条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。それでは、議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に、森河議員、中西議員、野呂議員、松村議員、西谷議員、萬里川議員、木田議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程 6、議会運営委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆様方には、よろしくお願いいたします。

続いて、都市基盤整備特別委員会委員の森河議員、喜多議員から、都市基盤整備特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。

よって、都市基盤整備特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、森河議員、喜多議員の退席を求めます。

(森河議員、喜多議員 退席)

○議長（小野隆雄君） 森河議員、喜多議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。小野議会事務局長。

○議会事務局長（小野美枝子君）

辞任願

今般、議会申し合わせにより、都市基盤整備特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

平成 1 3 年 5 月 1 0 日

都市基盤整備特別委員会委員

森 河 昌 之

以下同文でございますので、氏名だけ朗読させていただきます。

都市基盤整備特別委員会委員、喜多郁子。

以上でございます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。都市基盤整備特別委員会委員の森河議員、喜多議員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、森河議員、喜多議員の都市基盤整備特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（森河議員、喜多議員 着席）

○議長（小野隆雄君） 森河議員、喜多議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました都市基盤整備特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可いたされました。

ただいまの議決により都市基盤整備特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第 1 0 2 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、都市基盤整備特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

本件についても、委員会条例第 7 条の規定により、議長により指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。都市基盤整備特別委員会委員に、村中議員、萬里川議員をそれぞれ指名をいたします。

追加日程 8、都市基盤整備特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。

ここで、副議長と交替のため、暫時休憩します。

（午後 2 時 2 分 休憩）

（午後 2 時 3 分 再開）

○副議長（浅井正八君） 再開いたします。

続きまして、広報発行対策特別委員会委員の松田議員、小野議員、中西議員、木田議員から、広報発行対策特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、松田議員、小野議員、中西議員、木田議員の退席を求めます。

（松田議員、小野議員、中西議員、木田議員 退席）

○副議長（浅井正八君） 松田議員、小野議員、中西議員、木田議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任願を事務局長に朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長（小野美枝子君）

辞任願

今般、議会の申し合わせにより、広報発行対策特別委員会委員を辞任いたしたく辞任願を提出いたしますので、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

平成 13 年 5 月 10 日

広報発行対策特別委員会委員

松 田 正

斑鳩町議会議長 小野隆雄様

以下同文でございますので、氏名だけ朗読させていただきます。

広報発行対策特別委員会委員、小野隆雄、同じく中西和夫、同じく木田守彦、以上でございます。

○副議長（浅井正八君） お諮りいたします。広報発行対策特別委員会委員の松田議員、小野議員、中西議員、木田議員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって、松田議員、小野議員、中西議員、木田議員の広報発行対策特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

（松田議員、小野議員、中西議員、木田議員 着席）

○副議長（浅井正八君） 松田議員、小野議員、中西議員、木田議員にお知らせいたします。ただいま議題とされました広報発行対策特別委員会委員辞任許可については、満場一致で許可されました。

ここで議長と交代するため暫時休憩いたします。

（午後 2 時 7 分 休憩）

（午後 2 時 7 分 再開）

○議長（小野隆雄君） 再開いたします。

ただいまの議決により広報発行対策特別委員会委員が欠員となりました。よってこの際、日程に広報発行対策特別委員会委員の選任についてを、地方自治法第 102 条第 5 項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、広報発行対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し議題といたします。

本件についても、委員会条例第 7 条の規定により議長より指名いたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。広報発行対策特別委員会委員に、山本議員、山村議員、喜多議員、中川議員をそれぞれ指名いたします。

追加日程10、広報発行対策特別委員会委員の選任については、ただいまの指名のとおり、各委員を選任することに決定いたしました。各委員の皆さんには、よろしくお願いいたします。

続きまして、議会推薦の農業委員会委員の小野議員から、本年6月30日付をもって農業委員を辞任したい旨を申し出ておられます。よってこの際、斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、推薦第1号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し議題といたします。

議会推薦の農業委員に、中西議員、以上1名の方を指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、中西議員の退席を求めます。

(中西議員 退席)

○議長(小野隆雄君) お諮りいたします。ただいま指名いたしました1名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、追加日程11、斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました1名の方を推薦することに決しました。

(中西議員 着席)

○議長(小野隆雄君) 中西議員にお知らせいたします。斑鳩町農業委員会委員の推薦については、満場一致をもって推薦することにいたしました。委員にはよろしくお願いいたします。

続きまして、議会選出の監査委員の松田議員から、本月末日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申し出ておられます。よってこの際、斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを、地方自治法第102条第5項の規定に基づいて会議に付議し、追加日程として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野隆雄君) 異議なしと認めます。よって、同意第10号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木田議員の退席を求めます。

(木田議員 退席)

○議長（小野隆雄君） 理事者の提案説明を求めます。植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） それでは、議案書を朗読いたします。

同意第10号

斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成13年5月10日提出

斑鳩町長 小城利重

記

住 所 奈良県生駒郡斑鳩町幸前2丁目6番19号

氏 名 木田守彦

生年月日 昭和15年10月20日

以上でございます。よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（小野隆雄君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案に同意いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小野隆雄君） 異議なしと認めます。よって、追加日程12、同意第10号 斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。

(木田議員 着席)

○議長（小野隆雄君） 木田議員にお知らせいたします。斑鳩町監査委員の選任について同意を求めることについては、満場一致をもって同意いたされました。よろしく願いいたします。

ただいまから、追加日程13、議長報告を行います。

議長報告(1)から(7)までにつきましては、事務局長から報告させます。小野議会事務局長。

○議会事務局長（小野美枝子君） それでは、報告をさせていただきます。

初めに、常任委員会正副委員長互選結果についてでございますが、総務常任委員会委

員長に山本議員、副委員長に松村議員、厚生常任委員会委員長に喜多議員、副委員長に村中議員、建設水道常任委員会委員長に中西議員、副委員長に中川議員でございます。

次に、議会運営委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に森河議員、副委員長に萬里川議員でございます。

次に、都市基盤整備特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に村中議員、副委員長に中川議員でございます。

次に、広報発行対策特別委員会正副委員長互選結果についてであります。委員長に松村議員、副委員長に山本議員でございます。

次に、都市計画審議会委員についてでございますが、松村健一議員、萬里川美代子議員、森河昌之議員、西谷剛周議員でございます。

次に、青少年問題協議会委員についてでございますが、中西和夫議員、里川宜志子議員、喜多郁子議員でございます。

次に、斑鳩町老人憩の家運営委員会委員についてでございますが、木田守彦議員、堯川勝義議員でございます。

以上、報告でございます。

○議長（小野隆雄君） ただいま事務局長から報告させましたとおりであります。皆さんにはよろしくお願いいたします。

以上で、本日開催の第2回臨時会に付議されました各議案についてはすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして町長からごあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 平成13年第2回町議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は早朝よりご参集を賜り、臨時会には、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例ほか1件と町長専決処分3件について議案を提出いたしましたところ、議員皆様には、慎重かつ熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても、温かいご配慮により原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、今後の議会運営の根幹となります正副議長選出を初め各常任委員会及び特別委員会の各委員並びに正副委員長を選出していただきまして、まことにありがとうございました。

なお、新しく構成されました議会及び各委員会の皆様方には、町の懸案事項等ご相談、ご協議をお願い申し上げ、議会との連携を保ちながら、より一層の町勢の発展に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、ますますのご健勝にて議会活動にご精励を賜りますよう心からお願い申し上げまして閉会のあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（小野隆雄君） これをもって平成13年第2回斑鳩町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時18分 閉会）